

## 【申請にあたっての留意点】

こちらは、特別区道の道路区域の明示を申請する場合に提出する申請書です。所有権境界の明示を申請する場合は、[4]区有地境界明示申請書をご利用ください。

表紙（本ファイル2ページ目）と裏面（本ファイル3ページ目）を両面印刷してご使用いただくようお願いいたします。

\* このページは申請書ではありません。

課長	文書法令審査主任	係長	担当者	受付者	PC入力

整理番号	

新宿区長 あて

年 月 日

申請人

(住所) 〒

(氏名)

実印

電話 ( )

実務取扱者

(住所) 〒

(氏名)

印

電話 ( )

(担当者)

## 道路区域境界明示申請書

下記土地に接する特別区道の道路区域境界（別添地図朱線の箇所）が不明であるので、裏面記載事項を了承のうえ、現地で明示願います。

### 記

1 私所有の土地の表示（地番表示）

東京都新宿区

2 添付図書[(1)～(8)まで各1通]

(1) 印鑑証明書

(2) 資格証明書（法人の場合）

(3) 土地登記事項証明書

(4) 土地調書

(5) 土地所有者調書・立会同意確認書

(6) 現地案内図

(7) 現況実測平面図

(8) 法務局備え付け地図

(9) その他 ( )

3 申請理由（具体的に）

[裏面記載事項]

- 1 本明示申請書の記載については、別紙「道路区域境界明示申請書の記載に関する注意事項」に準拠してください。
- 2 申請者が道路区域境界について確認・了承した場合は、確定した境界点のうち必要な箇所に道路区域境界石（金属プレートを含む）（当区から支給します。）を埋設するとともに、道路区域境界図（AKパプール紙#100を使用）を1部作成し、提出してください。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、本明示申請書を取り下げたものとみなします。
  - 一 申請受理日より6箇月経過し、当区の責に帰さない事由で現地での立会いが完了しない場合
  - 二 現地での立会い完了日より3箇月経過し、当区の責に帰さない事由で境界図の提出がない場合
  - 三 申請後、境界図提出までの間に、申請人としての要件を欠くことになった場合

(この申請書の提出及び問合せ先)

☎160 - 8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
新宿区みどり土木部土木管理課用地係  
電 話 03 - 5273 - 3848 (直通)  
FAX 03 - 3209 - 5595

# 土地調書

本調書は、道路区域境界の明示に当たって重要な資料となりますので、広範囲に調査してください。

また、下記の調査事項について、提出可能な資料がある場合には、当該資料を提出してください。

調査者氏名

No	調査項目	有無	資料名・番号等	資料年月日
1	区有地境界確定図 隣接国有地の境界確定図 隣接所有地の境界確定図			
2	区画整理換地確定図 土地改良換地確定図 その他の換地確定図			
3	その他の測量図			
4	過去に境界確認協議を行った経緯			
5	地番変更等の事実			
6				

# 土地所有者調書 ・ 立会同意確認書

本表は、明示する箇所の「両隣り」及び「道路をはさむ反対側」の土地並びに道路敷地について、登記事項証明書等により下記の事項を調査し、作成してください。

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)		所有者氏名	登記事項証明書上の住所	現住所	電話番号	立会同意の有無
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		

## 道路区域境界明示申請書の記載に関する注意事項

- 1 申請を代理人が行なう場合には、委任状、代理人の印鑑証明書等の添付が必要です。
- 2 申請人の権利関係が複雑な場合には、申請人において「当区との間で道路区域境界の確認をする利害関係がある」ことが確認できる資料の添付が必要です。

例⇒\*破産であれば、破産管財人証明 \*差押えであれば、債権者の同意書  
\*未成年者であれば、親権を証する書類 など

- 3 印鑑証明書（添付図書（1））、資格証明書（添付図書（2））、土地登記事項証明書（添付図書（3））、法務局備え付け地図（添付図書（8））及びその他の行政証明については、発効日から3箇月以内のものとしします。
- 4 利害関係がわかる書類（添付図書（3））として土地登記事項証明書を使用する場合に、土地登記事項証明書上の所有者と申請人とが異なるときには、申請人が実質的な所有者で、「当区との間で道路区域境界の確認をする利害関係がある」ことが確認できる資料の添付が必要です。

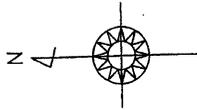
例⇒相続であれば、戸籍謄本、遺産分協議書、相続関係図など

- 5 利害関係がわかる書類（添付図書（3））として土地登記事項証明書を使用する場合に、土地登記事項証明書上の住所と現住所とが異なる場合には、住所変更の沿革が確認できる資料の添付が必要です。
- 6 現地案内図（添付図書（6））には、最寄の駅又は停留所から現地に至る道路、主な目標等を記入してください。
- 7 現況実測平面図（添付書類（7））には、現地状況が正確に把握できるように、周辺部を含めて道路、水路、境界標識、堀、家屋等の位置、形状を明記し、境界線が記入できる正確な実測図（縮尺は1/250を標準とし、方位、土地の地番等を記入）を作成してください。  
なお、この平面図には、実測年月日、測量者の氏名、資格番号等を記入し、押印してください。  
また、近隣地で既に確定済の箇所がある場合には、その境界線を本平面図上に図示してください。
- 8 法務局備え付け地図の証明書（添付図書（8））は、写しでも可とします。その場合は、調査年月日、調査者の記名・押印、土地所有者の氏名、縮尺、方位、法務局名を記入してください。

AKパプール紙使用  
(新宿区より支給)

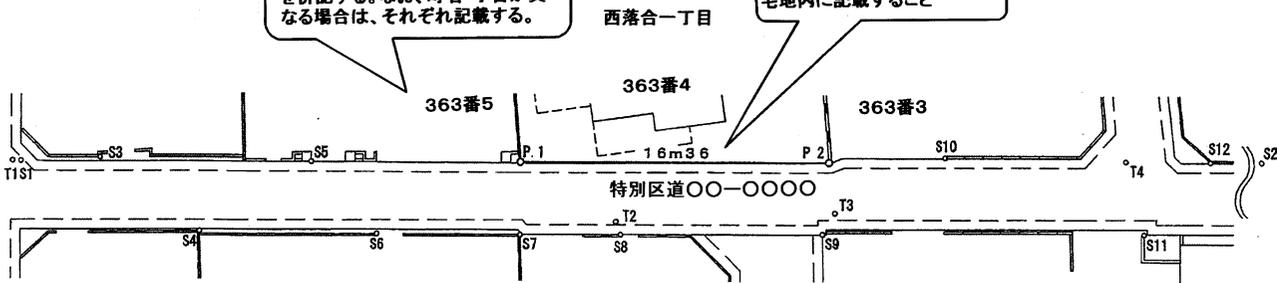
基本A3サイズ

※提出時にP点のカラー写真(遠・近景)提出。

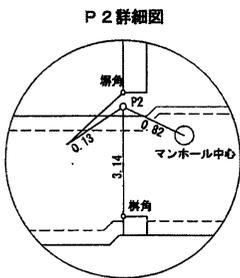
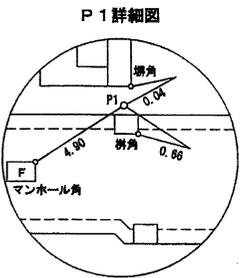


立会者の土地の地番を記載する。  
区有地は区別するため(新宿区)  
を併記する。なお、町名・丁目が異  
なる場合は、それぞれ記載する。

確定延長はcm未満切り捨てて  
宅地内に記載すること



P点詳細は5m以内の目立つ地物  
から三方引掛りでcm未満切り捨  
てて記載する。



点名	座 標 値		距 離
	X 座 標	Y 座 標	
P1	504.953	503.250	旗
P2	488.594	502.889	民コンクリート柱 ↓
S1	531.398	503.834	計算点
S2	454.353	502.133	区コンクリート柱 ↗
S3	527.216	503.929	コンクリート塀角
S4	522.038	499.933	ブロック塀角
S5	516.042	503.475	門柱角
S6	512.701	499.609	ブロック塀角
S7	505.052	499.422	ブロック塀角
S8	499.755	499.315	ブロック塀
S9	489.038	499.118	民金蔵機 ↘
S10	482.433	503.001	コンクリート塀角
S11	471.969	498.732	ブロック塀角
S12	468.369	502.460	コンクリート塀角
T1	531.842	503.860	旗
T2	500.000	500.000	旗
T3	488.355	500.212	旗
T4	472.867	502.607	旗

※S点は、P点1点当たり3点以上設ける。  
道路上の地物はなるべく避け出来るだけ  
新しく明確なものにする。

座標系は出来るだけ公共のものを採用する。  
それにより難しい場合は担当者と協議する。

※区においてラベルを貼付するので  
140mm×100mm余白を設けること。

作成者	職印	
	測量年月日	平成 年 月 日

凡	○ Pn	境 界 点
	○ Sn	引 照 点
例	○ Tn	機 械 点
	○○m○○ ○—○	境 界 辺 長

※測量年月日は立会日以降にする。